

2023年9月7日

「通信の秘密」の侵害と 児童ポルノ対策としてのブロッキング

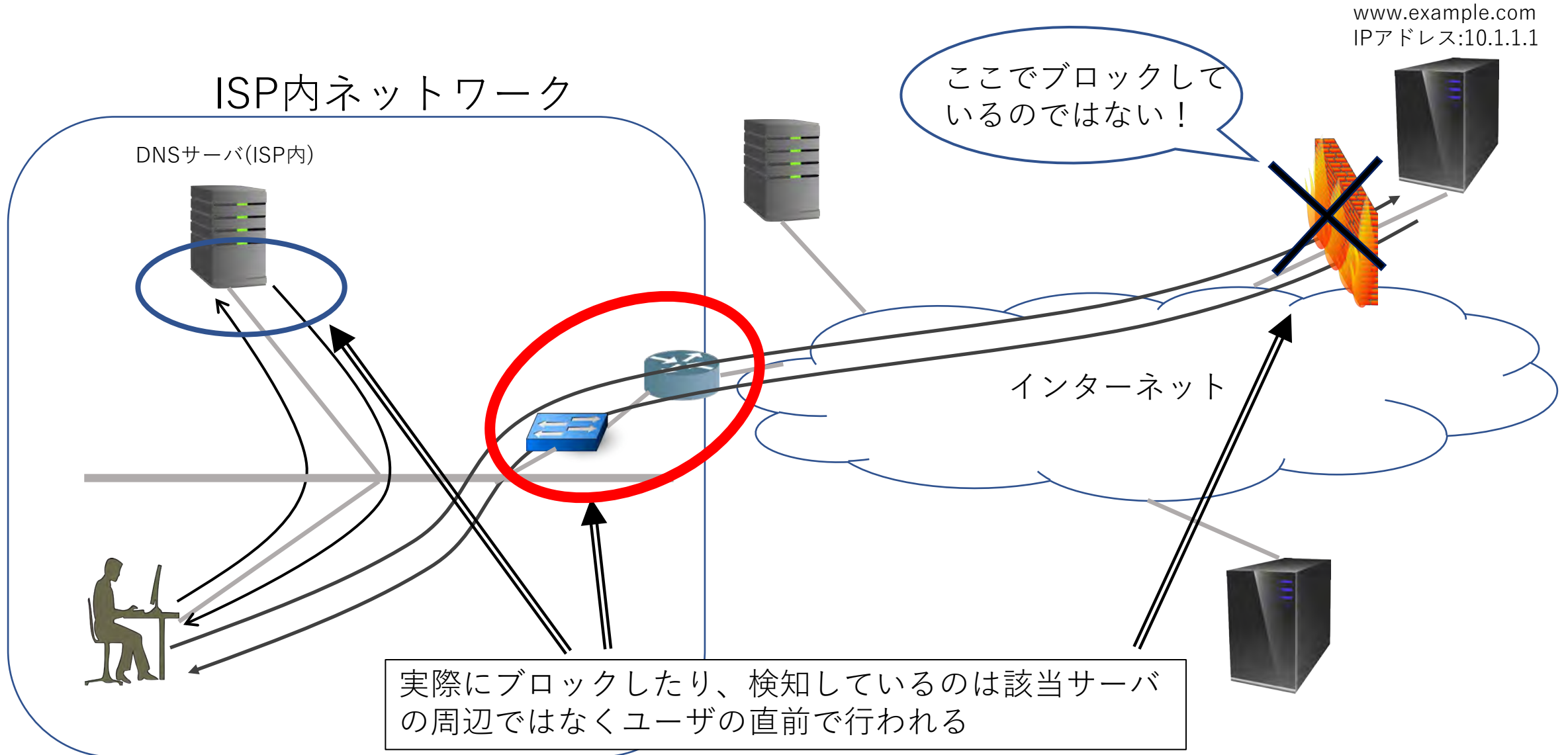
(一社)日本インターネットプロバイダー協会 副会長兼専務理事

(一社)インターネットコンテンツセーフティ協会 代表理事

立石 聡明



ブロッキングしている場所



日本国憲法 第21条

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

- 表現の自由は思想や情報を発表し、伝達する自由。
- 情報伝達には「送り手」と「受け手」が存在します。
- 「送り手の自由」と「受け手の自由」が存在します。

電気通信事業法に見る通信の秘密

(検閲の禁止)

第三条 電気通信事業者の取扱中に係る通信は、検閲してはならない。

(秘密の保護)

第四条 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

2 電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

「通信の秘密の侵害」とは

- 憲法第21条第2項の規定（通信の秘密の保護）を受けて電気通信事業者の取扱いに係る通信の秘密の保護を規定している
- かなり広い範囲にわたる
 - 「通信の秘密」には、通信の内容のほか、通信当事者の住所・氏名・電話番号、発受信場所、通信の日時・時間・回数なども含まれると解すべきである。ただし、通信の秘密を保障する趣旨は個人のプライバシーの保護、ひいては個人の思想、表現の自由の保障を実効あらしめることにあるところ、通信の相手方の住所・氏名・電話番号などを人に知られることによっても、個人の思想、表現の自由が抑圧されるおそれがあるからである。（東京地裁平成14年4月30日判決）
- 通信の宛先についても「通信の秘密の対象となる」
- また、人間が手動で見るだけでなく、機械的(ソフトウェア等)による識別等も通信の秘密の侵害に当たる

「青少年インターネット環境整備法」が出来るまで(1/3)

- 2005年
 - 6月政府の「**IT安心会議**」が「インターネットにおける違法・有害情報対策について」を公表。そこでは、集団自殺志願者募集サイトなどの違法・有害情報を念頭に、フィルタリングソフトの普及啓蒙、フィルタリング技術の開発、プロバイダ等による自主規制の支援に関して述べられている。
- 2006年
 - 9月に警察庁の「バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会」が「携帯電話がもたらす弊害から子どもを守るために-これまでの審議から-」を公表。そこでは、携帯電話による子どもへの弊害が述べられ、それらに対処するために、携帯電話でのフィルタリングが重要であるとする。
 - 11月20日出会い系サイトなどインターネット上の有害情報にアクセスして事件に巻き込まれるケースが増えてきたことを受けて、**総務大臣（菅義偉氏）**が、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル、社団法人電気通信事業者協会（TCA）に対して、フィルタリングサービスを普及、促進するように**要請**する。
 - NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル、TCAが共同でプレスリリースを出し、それぞれの取り組みを紹介する。

フィルタリングを 総務大臣が「要請」

本来通信の秘密を守るべき立場にある総務大臣が「フィルタリング」とは言え、これを要請したことに各所から非難が噴出した。

報道資料

総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications
平成19年12月10日

青少年が使用する携帯電話・PHSにおける有害サイトアクセス制限サービス(フィルタリングサービス)の導入促進に関する携帯電話事業者等への要請

総務省は、本日、青少年が使用する携帯電話・PHSにおける有害サイトアクセス制限サービス(フィルタリングサービス)の導入促進を図るため、携帯電話・PHS事業者(株式会社エヌ・ティ・ティ・コム、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社及び株式会社ウィルコム)及び社団法人電気通信事業者協会に対し、その取組を強化するよう要請しました。

1 要請の背景

携帯電話・PHS事業者各社は、昨年11月の総務省からのフィルタリングサービス普及促進の要請を受けて、契約時にフィルタリングサービスの利用に関する親権者の意思を確実に確認するなどの措置がとられており、社団法人電気通信事業者協会の発表によると、この1年間でフィルタリングサービスの利用者は約3.3倍(約150万増)となるなど一定の成果が上がっています。しかし、インターネットにおいては、特に青少年が出会い系サイト等に携帯電話を通じてアクセスし、事件に巻き込まれるケースが依然として多発しています。このため、本日、総務大臣から携帯電話・PHS事業者等に対し、青少年を有害情報から守るために、フィルタリングサービスの導入促進に向けた取組を、健全なコンテンツビジネスの展開の妨げとならないよう配慮しつつ、強化するよう要請しました。

2 要請の内容

(1) 青少年におけるフィルタリングサービスの導入促進活動の強化を図ること

- ア 新規契約時にフィルタリングサービスの利用を原則とした形で親権者の意思確認を行うなど導入促進を図ること
- イ すべての18歳未満の既存契約者に関し、フィルタリングサービスの利用を原則とした形で意思確認を実施し、利用を望まない場合は親権者の意思確認を行うこと
- ウ 18歳未満の利用者に関し、親権者である既存契約者に対して、フィルタリングサービスの利用の意思確認を実施すること
- エ 以上について、代理店等への指導を徹底すること

(2) 上記の導入促進活動に併せて、引き続き、フィルタリングサービスに関し、効果的な周知・啓蒙を行っていくこと

(3) フィルタリングサービス利用者数に関し、業界として定期的に公表するとともにその評価に努めること

総務省においては、引き続き、業界や関係省庁等と連携し、青少年が携帯電話端末等から安心してインターネットに接続できる環境の整備に取り組んでまいります。

「青少年インターネット環境整備法」が出来るまで(2/3)

- 2007年

- 10月29日青森県八戸市のホテルで、男（30）が女子高生（16）を殺害するという事件が発生。二人は携帯電話のゲームサイトで知り合ったと報道される。
- 11月26日総務省は「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」を設置し、第1回会合を開催した。社会問題となっている「闇サイト」問題や、青少年が有害サイトにアクセスして犯罪に巻き込まれる問題などに対して、フィルタリングの更なる導入促進、プロバイダ等による削除等の措置の支援、インターネットリテラシーの普及啓発などの違法有害情報に対する総合的な対応について検討を行うことを目的としている。
- 12月10日昨年に関続き、総務大臣（増田寛也氏）が、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル、ウィルコム、社団法人電気通信事業者協会に対して、フィルタリングサービスの導入を促進するように要請した。昨年の要請後、1年間でフィルタリングサービスの利用者は約3.3倍（約150万件増）に増えるなど一定の成果が上がっていたが、ネットを通じて未成年者が事件に巻き込まれたり、事件を起こすことが続いたため再要請した。

「青少年インターネット環境整備法」が出来るまで(3/3)

- TCAと携帯/PHS事業者が共同でプレスリリースを発表。今後、未成年者はフィルタリングサービスに原則加入とする方針を打ち出す。
- 12月11日モバイル・コンテンツ・フォーラム（MCF）が、モバイルコンテンツの健全化や青少年の保護育成を目的にして、2008年3月末を目処に有識者などからなる第三者機関を設立すると発表。
- DeNA、「モバゲータウン」における健全性維持のための取り組みを発表。サイト内メールの利用を年齢に応じて制限したり、2008年春までにサイトの監視要員を300人増員するといった方針を打ち出す。
- 12月27日総務省が「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」の第2回会合を開催。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる 環境の整備等に関する法律

- 2008年6月6日に衆議院本会議を、6月11日に参議院本会議を通過して成立
- 目的
 - 18歳以下の青少年がインターネットを利用する際、暴力、アダルト、出会い系、薬物といった有害情報に触れる機会を減らすことを目的に作られた法律。
- 内容
 - **ケータイ事業者**……保護者が申し出た場合を除き、青少年がネットを利用する際にコンテンツフィルタリングサービスを提供する
 - **インターネット事業者**……コンテンツフィルタリングサービスの普及、および利用を促進するための措置を取る
 - **サイト管理者**……青少年にとって有害な情報が発信されていることを知ったときに、青少年の閲覧を防ぐように努める
 - 青少年の安全なネット利用に関する基本方針を決める「インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議」を内閣府に設置すること
 - フィルタリングの調査、開発、啓発を行なう団体を第三者機関として認定して、国や地方公共団体が支援することなどを定めている → 「**安心ネットづくり促進協議会**」

「モバゲー」が青ざめた携帯の有害サイト目隠し

会員800万人の携帯サイト会社の株価が急落した。未成年の端末から、勝手サイトが締め出される恐れ？

2008年2月号 LIFE



「大臣の要請案を見た瞬間、携帯各社に絶好の口実を与えることになり、これはやばい、と思いました」

ある総務省幹部はそう打ち明けた。12月10日、増田寛也総務大臣は、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル、ウィルコム、の4社社長を招いた懇談会で、携帯電話から有害サイトへのアクセスを制限する目隠し（フィルタリング）サービスに関して、未成年契約者には「デフォルト（初期設定）で適用」とするよう要請したのである。

やさしく言えば、子供向けの携帯はアダルト、出会い系、自殺幫助、学校裏サイト、フィッシングといった有害サイトを覗こうとしても、最初から目隠しで遮断するよう設定してほしい、ということだ。

目隠しサービスを導入するきっかけは、有害サイトから事件に巻き込まれるケースが多発、関係省庁が06年11月にキャリア各社に要請してから。現状では、使い勝手の悪さや親の知識

Japan: UN rights expert warns of serious threats to the independence of the press

The Japan Times誌より



U.N. Special Rapporteur David Kaye speaks at a news conference at the Foreign Correspondents' Club of Japan in Tokyo on Tuesday. (SHUSUKE HIRAI)
U.N. rapporteur on freedom of expression slams Japan's 'press club' system, government pressure

TOKYO / GENEVA (19 April 2016) – The United Nations Special Rapporteur on the right to freedom of opinion and expression, David Kaye, on Tuesday called upon the Japanese Government to take urgent steps to protect the independence of the media and promote the public's right of access to information.

“Japan has well-earned pride in a Constitution that expressly protects the freedom of the press. Yet the independence of the press is facing serious threats,” said Kaye after a week-long visit to the country.

“I want to emphasize as well how important a model Japan presents in the area of freedom on the Internet,” Kaye added. “The very low level of Government interference with digital freedoms illustrates the Government’s commitment to freedom of expression. As the Government considers legislation related to wiretaps and new approaches to cybersecurity, I hope that this spirit of freedom, communication security and innovation online is kept at the forefront of regulatory efforts.”

政府によるインターネットへの干渉が非常に少ない国であり、
「インターネットの自由」という点では日本はモデル国であると強調した。）

日本で児童ポルノブロッキングが導入されるまでの経緯

- 青少年が携帯電話を通じて事件に巻き込まれるケースが増加
- フィルタリングをするべきだと
- 2年連続で総務大臣がフィルタリング要請
- 与野党共にフィルタリングを法制化に動き
- 青少年インターネット環境整備法(3年後見直し)
- 安心ネットづくり促進協議会が設立される
- 児童ポルノ対策が世界的に盛り上がる
- 日本も警察庁中心に動き
- アドレスリスト運用管理団体 ICOSA設立

紆余曲折の末、設立された団体 インターネットコンテンツセーフティ協会

一般社団法人
インターネットコンテンツセーフティ協会
Internet Content Safety Association

トップ

ニュース

お知らせ

プレスリリース

トピックス

児童ポルノブロッキング

アドレスリスト作成業務について

リスト提供規約・守秘義務

リスト対象ドメイン判定基準

リストからの除外申請

団体紹介

一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会は、2011年3月3日に発足した団体です。児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体として児童ポルノ画像が掲載されたサイトに係るアドレスリストの作成・管理を行うなど、インターネットを通じた違法コンテンツの流通を防止するために民間事業者等が講じる各種取組みを支援することにより、安全なインターネット環境の実現に寄与することを目的としています。

ニュース [一覧](#)

2020年 6月29日 [お知らせ](#) [第10期定時社員総会を開催\(NEW\)](#)

2020年 1月22日 [お知らせ](#) [新たに1社の事業者がICSAの会員として参加](#)

2019年 7月 9日 [お知らせ](#) [新たに1社の事業者がICSAの会員として参加](#)

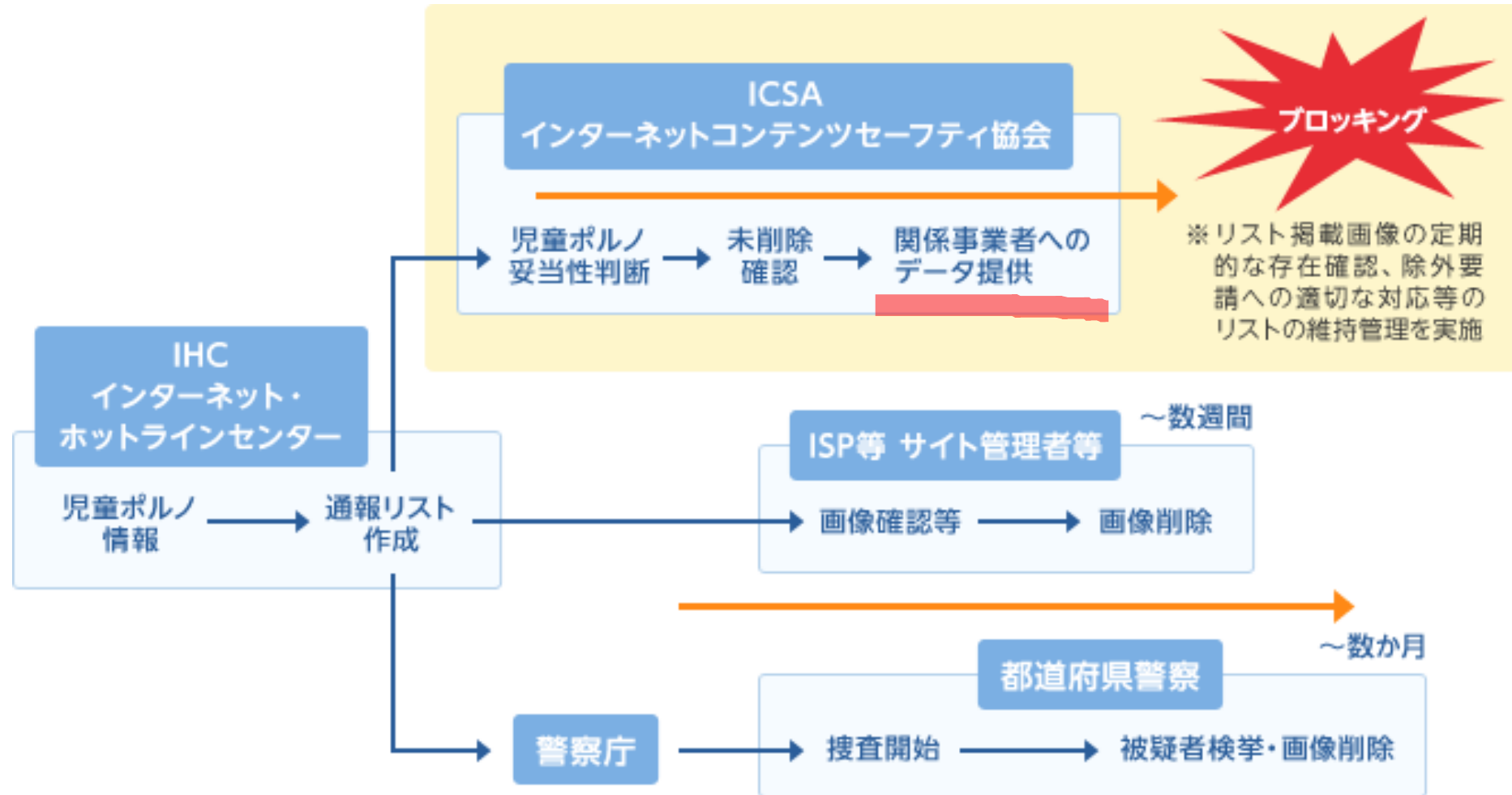
2019年 6月21日 [お知らせ](#) [第9期定時社員総会を開催](#)

2018年 7月 4日 [お知らせ](#) [新たに1社の事業者がICSAの会員として参加](#)

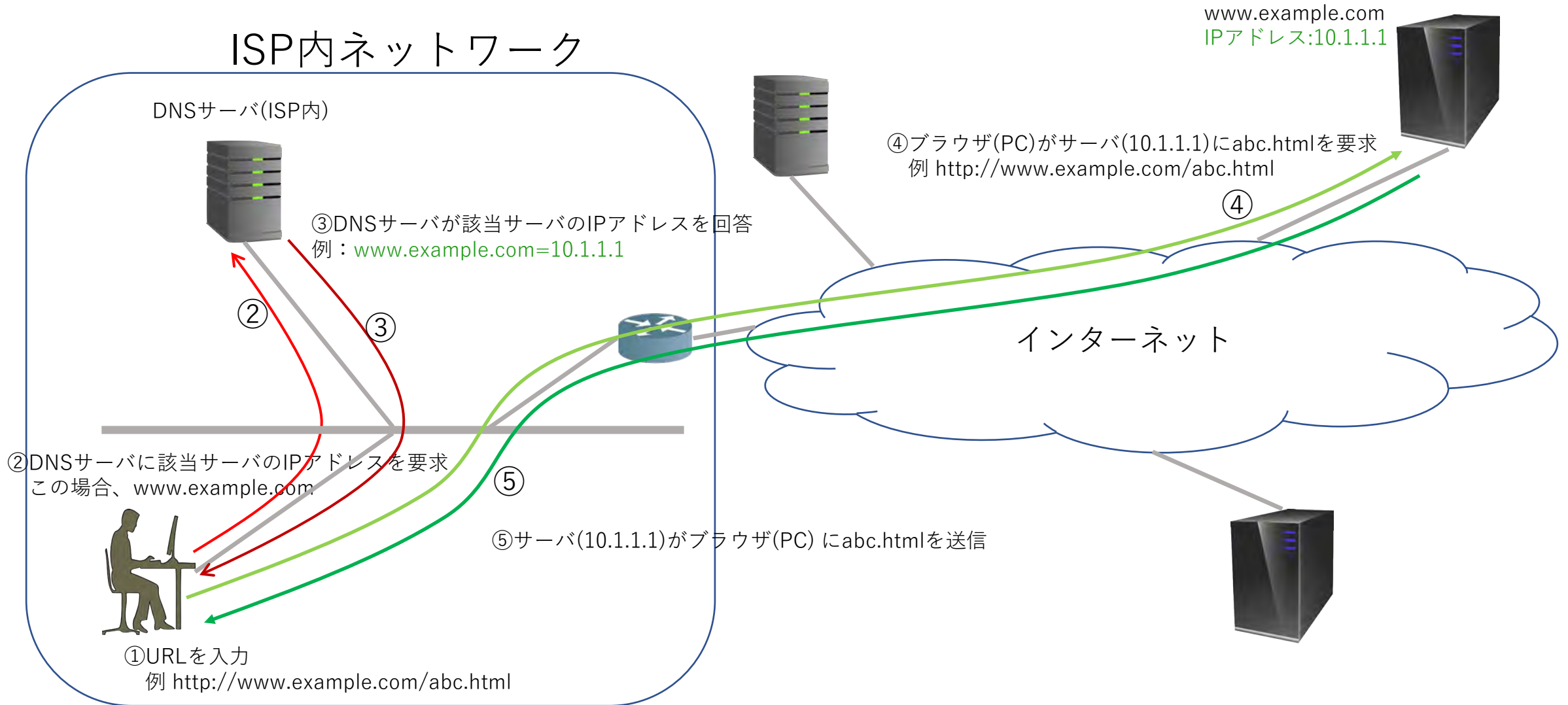
2018年 6月22日 [お知らせ](#) [第8期定時社員総会を開催](#)

2018年 5月 2日 [お知らせ](#) [新たに1社の事業者がICSAの会員として参加](#)

児童ポルノ掲載リスト作成管理について



通常のWebサイトへのアクセスとDNSの動き(概要)



DNSブロッキング(概要)

ISP内ネットワーク

DNSサーバ(ISP内)



③DNSサーバが該当サーバの偽のIPアドレスを回答
例: **www.example.com=10.1.1.2**

②

③

②DNSサーバに該当サーバのIPアドレスを要求
この場合、www.example.com



①URLを入力
例 <http://www.example.com/abc.html>

⑤

⑤サーバ(10.1.1.2)がブラウザ(PC)にブロックされている旨を通知



④

インターネット

④ブラウザ(PC)がサーバ(10.1.1.2)にabc.htmlを要求
例 <http://www.example.com/abc.html>

www.example.com
IPアドレス:10.1.1.1

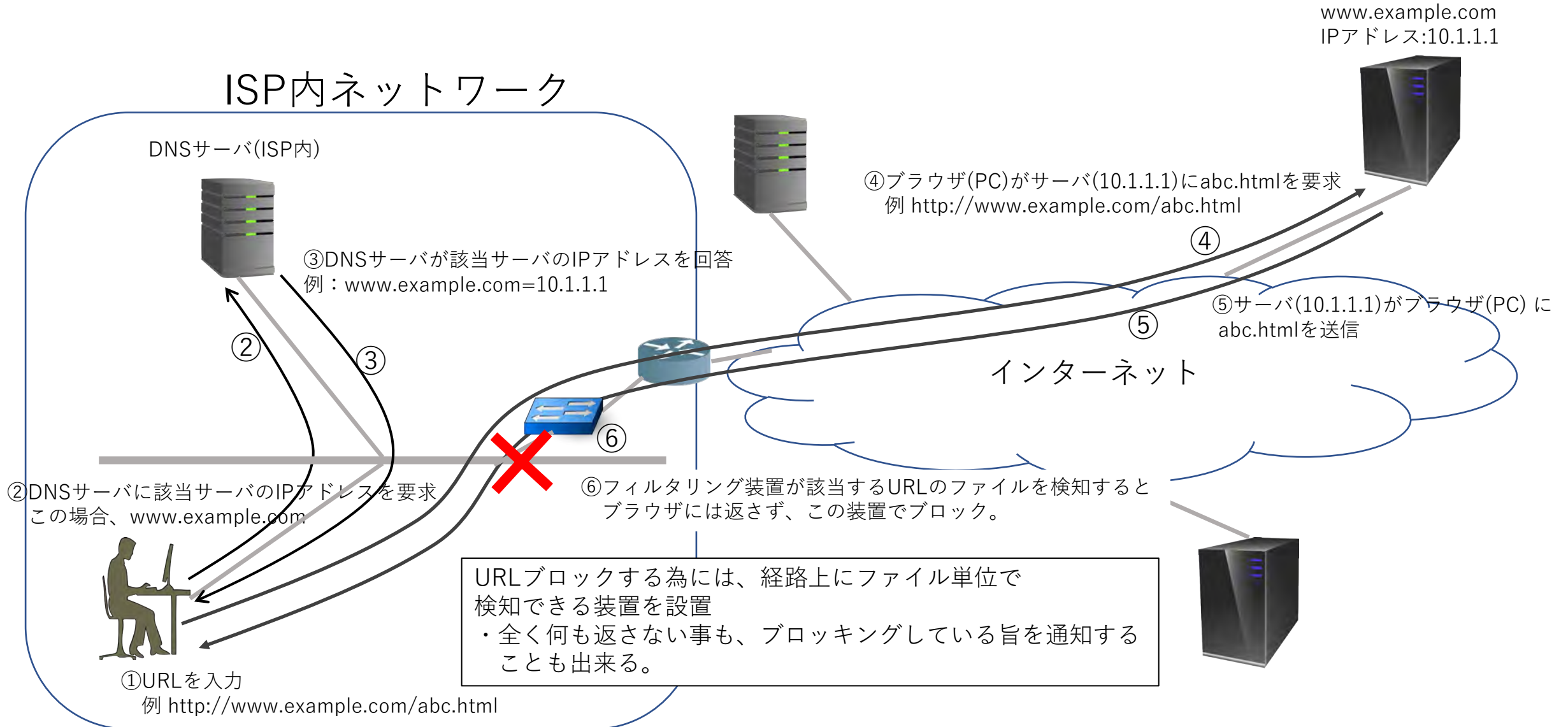


www.example.com
IPアドレス:10.1.1.2

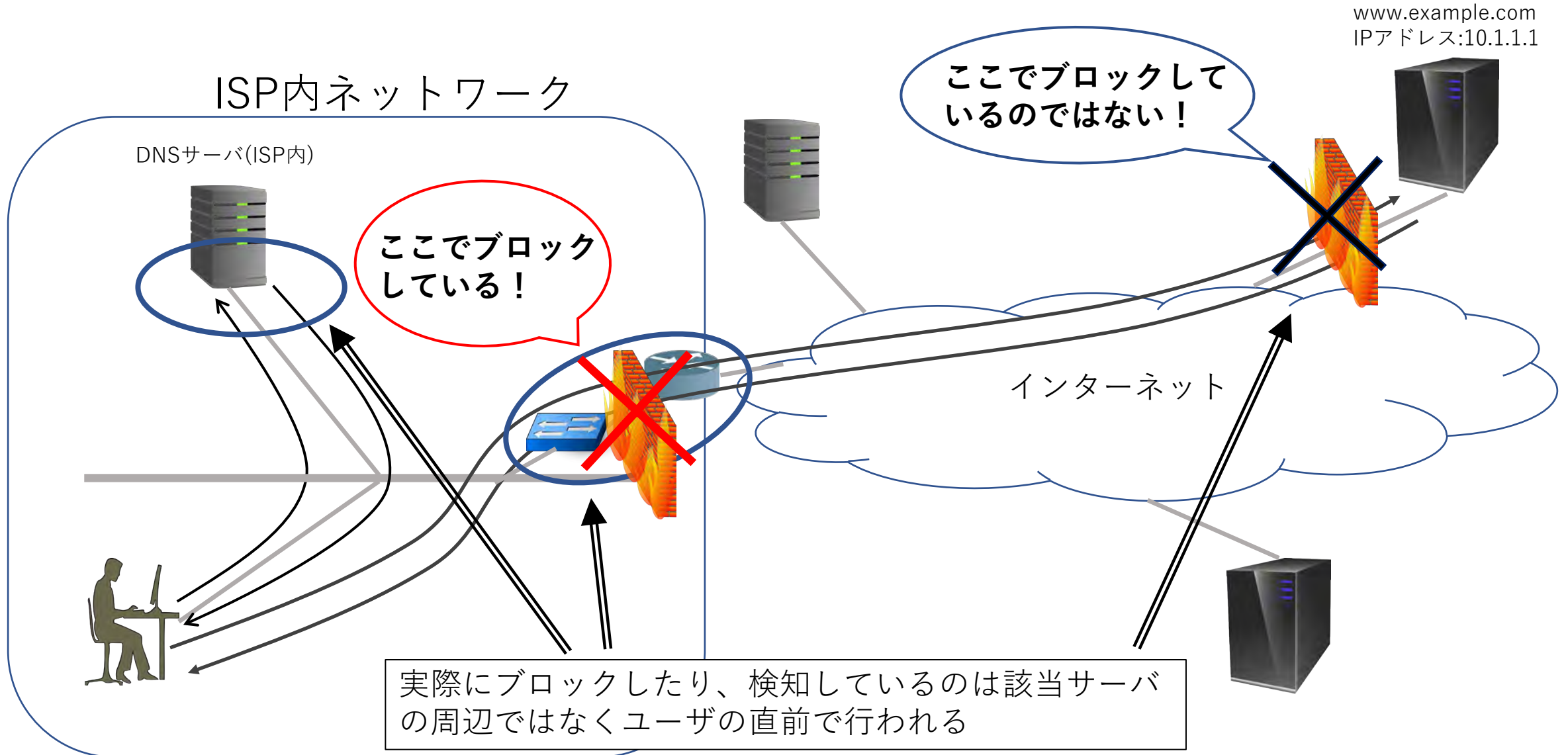


この方法では、ブロックされている旨通知しない、あるいは偽のIPアドレスも返さないことも出来る

URLブロック(ファイル単位)の動き(概要)



ブロッキングしている場所





ご静聴ありがとうございました